平成２７年（フ）第１４９号
北海道登別市新川町４丁目31番地９　ベルフィオーレ202、前住所北海道登別市新川町３丁目１番地13
債務者　倉又　知子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
群馬県太田市新田木崎町1444番地289　太田ヴィレッヂⅡ－103号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字古海710番地
債務者　鈴木　未来
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１０３号
新潟県胎内市長橋上339番地３　長橋住宅16号、前住所新潟県胎内市本郷町２番２号
債務者　木村　英夫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１０５号
新潟県阿賀野市粕島601番地５
債務者　齋藤由紀枝
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第３３１号
愛知県稲沢市小沢２丁目３番14号　サンパーク林205
債務者　井上　友恵
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３４５号
愛知県一宮市木曽川町黒田三ノ通り70番地
債務者　後藤康こと　ＪＩＮ　ＫＡＮＧ　金康
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３５１号
愛知県犬山市大字橋爪字末友56番地　ソレーユ20Ｓ105
債務者　麻田　秀樹
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０５号
和歌山市吹屋町５丁目56番地
債務者　岡本　哲郎
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０７号
和歌山市園部1218－75　自遊会　園部デイサービス内、住民票上の住所和歌山市布施屋736番地８
債務者　大西　教子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３９号
和歌山市西浜1247番地11
債務者　谷口　正弘
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４０号
和歌山市新和歌浦６番19号
債務者　岩野かをる
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４４号
和歌山県海南市野上中575番地36
債務者　富永　大輔
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４５号
和歌山市鳴神248番地140
債務者　大谷　美姫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４６号
和歌山市有本168番地13　１号室
債務者　屋敷　弘美（旧姓石野・澁谷）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４７号
和歌山県岩出市高瀬17番地の４
債務者　村田　**廣**秋
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４８号
和歌山市園部864番地９　三幸園部住宅２号室
債務者　上野山晃世（旧姓久川）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５２号
和歌山市南雑賀町４番地　ビーライフ南雑賀501号室
債務者　鈴木　紀之（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係